

令和2年度相生市社会福祉法人指導監査実施計画

相生市社会福祉法人指導監査要綱の規定に基づき、令和2年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人に対する指導監査は、相生市社会福祉法人指導監査要綱及び国の示す「社会福祉法人指導監査要綱」等に基づき、効果的な実施に努めるものとする。

また、指導監査を実施することにより、関係法令等を遵守した適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものとする。

2 重点事項

(1) 法人運営関係

ア 理事及び監事は法人の運営に重大な責任を負う役員であることから、法令等に定める選任要件を具備しているか検証する。

イ 法人の理事会は、その運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款の定めに従い、議決事項を審議しているか検証する。

ウ 理事会が議決事項を決議する際にあらかじめ評議員会の意見を聞いているか、また、評議員会においても、実質的な審議を行っているか検証する。

エ 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか検証する（権限を超えた行為がある、専決事項を定款細則等に定めていない等）。

オ 監事監査について、実質的な監査を行っているか検証する。

(2) 会計関係

ア それぞれの法人又は施設が、準拠すべき会計基準及び経理規程に沿って会計諸帳簿を整備し、内部けん制体制を確立・機能させることで適正かつ明確な会計事務処理を行っているか検証する。

イ 施設利用者からの預り金の適正な保管および処理を徹底しているか検証する。

ウ 業務委託等の契約において、入札用件等の事務を適正に行っているか検証するとともに、入札とすべき契約案件を安易に随意契約としていないか検証する。

エ 適切な資産管理を行うことを重視し、口座残高や現金有り高と帳簿価額の整合性、簿外資産の有無等を検証するほか、日々の取引を会計伝票及び証憑書類に基づき処理しているか検討する。

3 指導監査の対象、実施形態及び実施時期等

(1) 実施時期

令和2年9月から令和3年3月の間に行う。

(2) 予定対象法人

2 法人

- ・社会福祉法人 みどり福祉会
- ・社会福祉法人 あいおい福祉会

(3) 実施方法等

ア 対象社会福祉法人に対して、原則として30日前までに通知する。

イ 事前監査資料の提出（監査日の10日前まで）を求める。

ウ 社会福祉法人事務所にて実地監査をする。

(4) 結果

監査結果の通知を行い、1か月以内に改善報告書の提出を求める。